

いじめ防止等のための基本的な方針

(略称：「吉岡小いじめ防止基本方針」)

共通スローガン1

「いじめを しない させない 許さない」

共通スローガン2

「なくそういじめ 広げよう思いやり」



四街道市立吉岡小学校

令和5年3月改訂

目 次

1 はじめに・・・P.3

- (1) 基本理念 ・ 共通スローガン
- (2) いじめの定義
- (3) 責務
 - ① 教職員
 - ② 児童
 - ③ 保護者



2 いじめの未然防止・・・P.4

- (1) 心を耕すために
 - ① 「強い心」と「正義感」の育成
 - ② 居場所づくり
 - ③ 絆づくり
- (2) ストレスの軽減・除去
 - ① 学習規律・生活規律の確立と維持（道徳教育と体験的な活動の重視）
 - ② 学力の向上（児童一人一人がわかる授業の展開）
 - ③ 自己有用感の高揚（児童一人一人が活躍できる授業の展開）
- (3) 啓発活動
 - ① 「命の教育」の推進（いのちを大切にするキャンペーン等）
 - ② いじめ撲滅キャンペーンの推進
 - ③ 保護者や地域住民への啓発活動
 - ④ インターネットを通じて行われるいじめの防止
 - ア 情報モラル教育の推進
 - イ 保護者への協力依頼
 - ⑤ 特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童，外国人児童，性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童）への支援
 - ⑥ 長期欠席児童生徒，感染症に伴う欠席している児童生徒（ワクチン接種等も含む）へのいじめ防止

3 いじめの早期発見・・・P.6

- (1) 定期的な調査
 - ① 教育相談アンケート
 - ② いじめアンケート
- (2) 教育相談
 - ① 定期的な教育相談
 - ② 日常的な教育相談
- (3) その他早期発見のための取組
 - ① いじめ相談窓口
 - ② 外部のいじめ相談窓口

4 いじめに対する措置・・・P.8

- (1) いじめを認知した場合の対応
 - ① 校内での報告連絡体制
 - ② 初期対応
- (2) 被害児童への対応
 - ① 心身のケア
 - ② 安心して学校生活を送るための措置
- (3) 加害児童への指導
 - ① いじめ行為への具体的な指導事項
 - ② 再発防止のための指導と留意事項
- (4) 全体指導等
 - ① 関係児童への指導
 - ② 学級または学年での指導
 - ③ 学校全体での指導

5 いじめ防止のための組織・・・P.12

- (1) いじめ防止対策推進委員会
 - ① 目的
 - ② 役割
 - ③ 構成員
 - ④ 開催時期
- (2) いじめ緊急対策会議
 - ① 目的
 - ② 役割
 - ③ 構成員
 - ④ 開催時期
 - ⑤ 構成員の役割



6 重大事態への対処・・・P.14

- (1) 重大事態と認める基準
- (2) 重大事態が発生した場合の対応
 - ① 校内報告連絡体制
 - ② 市教育委員会への報告と連携
 - ③ 警察等関係機関との連携
 - ④ 調査及び情報の提供

7 公表・点検・評価等・・・P.15

- (1) 公表 (2) 点検 (3) 評価と見直し

8 年間指導計画・・・P.16

1 はじめに

(1) 基本理念

いじめは、そのいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その児童の心身の健全な成長及び将来に渡る人格の形成にも重大な影響をもたらすものである。また、その生命及び身体に重大な危険をもたらすおそれもある、極めて卑劣な行為である。この許されざる行為に対し、我々は断固として異議を唱え、隠蔽や虚偽の説明を行うことなく、暴力や暴言を排除し、いじめ根絶のために力を尽くさなければならない。

平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき、本校におけるいじめ防止のための基本的な方向性を見出すとともに計画を立て、関係する者の共通理解を図り、具体的な行動を起こすことにより、本校からいじめを根絶することを目的として、ここに「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「本方針」という。）を示すこととする。

また、本校が教職員・児童・保護者・地域住民一体となって、いじめを防止し、根絶することを目指す共通スローガンとして、以下のとおり定める。

共通スローガン1 **「いじめを しない させない 許さない」**

共通スローガン2 **「なくそういじめ 広げよう思いやり」**

(2) いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、本校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめの防止対策推進法第2条より）

(3) 責務

いじめは、その根絶に向けた取り組みが、教職員のみならず児童、保護者、地域住民等による組織的、協力的、総合的なものである必要性に鑑み、以下4項に渡りそれぞれの責務を示す。

①教職員

（1）の基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。また、教職員自身がいじめを助長するような不適切な発言や体罰をしてはならない。

②児童

本校に在籍する児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを発見した場合には、これを放置することなく、例えば教職員や保護者、友だちや地域住民、その他関係者への相談、情報提供、また児童同士による解決のための試みなど、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。さらに、学校が行ういじめ根絶のための取組に、主体的、積極的に取り組まなければならない。

③保護者・地域

本校に在籍する児童の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。また、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。さらに、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。なお、上記の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものではなく、また、いじめの防止等に関する学校の責任を軽減するものではない。

地域住民には対しては児童の様子や言動等で気になることがあった場合には学校に連絡をしてもらえるよう、学校だよりで伝えたり、入学式等の場で学校がいじめに対する方針を伝えたりするなどし、啓発活動を行う。

2 いじめの未然防止

いじめの未然防止にあたっては次の点を特に重要と考え、取り組んでいく。

◎いじめを許さないための行動を主体的にとろうとするのは、それまでに培われた心による判断である。自己有用感を高めることに重点を置く。

◎いじめを引き起こす原因としての不満や不安（ストレス）を持たせない、すなわちストレッサーをできる限り少なくすることに努める。

(1) 心を耕すために

①「強い心」と「正義感」の育成

四街道市教育振興基本計画の「今後5年間に取り組む6つの基本方針」に示されている「豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てる」という基本方針1に基づき、授業や行事等の諸活動をとおして、児童一人一人の心の中に「いじめを許さない」という強い心と、「いじめを見逃さない」という正義感を育てる。

強い心と正義感の育成にあたっては、自分は「人の役に立っている」「人から必要とされている」といった自己有用感や、「できた」「やり遂げた」といった自信等を、実感として味わえる教育活動の充実を図る。

また、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。同時に、他者への思いやりの心や感謝の気持ちなどの育成にも力を入れ、豊かな体験を通して感性を磨き、よりよい生き方を追求できるようにする。

さらに、道徳教育をはじめ様々な教育活動をとおして、偏見や差別のない心、いじめ発見時には、勇気をもって教師等に相談するという正義感などを育む人権教育の充実を図る。

②居場所づくり

授業の中で個々の活躍の場面を創る、個別的な支援や少人数による指導を充実させる、善い行いや正しい行いに対して必ず称賛やプラスの評価を伝えるなど、学校はあらゆる場面を通して、児童自らが大事にされている、認められていることを実感でき、かつ精神的に充実感を得られる場所となるよう努める。

③絆づくり

授業の中でグループ学習や異学年との交流学习を増やす、縦割り活動や全校での行事などの取り組みを工夫する、係活動や委員会活動を工夫し活性化させるなど、学校はあらゆる場面をとおして、互いに協力し合いながら活動する場面を増やし、児童同士が自主的に絆を深められるようにする。

(2) ストレッサーの軽減・除去

①学習規律・生活規律の確立と維持

授業中の私語は慎む、話をしっかりと聞く、ノートは丁寧な字できちんと書く、正しい姿勢を保つなど、学習を進める上での約束事を守り、落ち着いて学習する環境をつくることや、あいさつ、返事をしっかりと行う、丁寧な言葉遣いを心がける、清掃や給食当番などの当番活動に責任をもって取り組むなど、生活上の約束事を守り、お互いに気持ち良く生活できる環境をつくること、といった学校生活を送る上での規範意識を高め、維持することに努める。

また、学習面で過度な競争意識を持たせるような状況や、勝つことだけにこだわった行事などは、児童にとってのストレッサーになり得るため、失敗や負けも受け入れられるような学級経営を心掛ける。

②学力の向上（児童一人一人がわかる授業の展開）

個々の学習の状況や達成度を的確に捉え、実態にあった授業を行うこと、また、明確なめあてや学習内容、学習の見通し、まとめを示すことなどにより、児童一人一人が「わかる」を実感できる授業を展開する。

さらに個別学習・少人数学習にも力を入れ、特に学力面で支援が必要な児童にも成就感、達成感をもたせる。

③自己有用感の高揚（児童一人一人が活躍できる授業の展開）

授業の中に、一人一人が活躍する場面を意図的に設け、他の児童からの好意的な反応や評価を受ける機会を多くすることにより、自己有用感の高揚に努める。

(3) 啓発活動

①「命の教育」の推進

- ・「命の教育」全体計画の作成
- ・『いのち』のつながりと輝きをテーマとし、「考え、議論する」ことを意識した道徳科の授業展開

- ・「いのちを大切にするキャンペーン」の実施
- ②いじめ撲滅キャンペーンの推進
 - ・全校朝会等での校長講話
 - ・いじめをテーマにした道徳科の授業展開
 - ・児童会が主体となつて行ういじめ根絶のための活動
 - ・いじめ撲滅のためのリーフレット等の配付・掲示
- ③保護者や地域住民への啓発活動
 - ・学校だより等による学校のいじめ防止対策の周知
 - ・いじめ撲滅のためのリーフレット等の配付
 - ・ミニ集会等での協議
- ④インターネットを通じて行われるいじめの防止

近年の情報通信機器の爆発的な普及に伴い、負の側面としてインターネットを通じて行われるいじめについても、その実態や危険性、非道性等について伝え、未然に防止を図っていく必要がある。

 - ア 情報モラル教育の推進
 - ・高学年を対象とした適切な情報機器（PC、携帯電話、スマートフォン等）の利用方法の指導
 - ・外部講師を招待した実践的な情報モラルに関する指導の実施
 - ・保護者と共に考える、情報モラルに関する指導の実施
 - イ 保護者への協力依頼
 - ・学校だより等による、情報機器の適切な利用に関する指導の依頼
- ⑤特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国人児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童）への支援
 - ・教職員が児童個々の特性を理解する為の研修を実施
 - ・児童個々の特性の共通理解
 - ・保護者との情報共有と連携
- ⑥長期欠席児童生徒、感染症に伴う欠席している児童生徒（ワクチン接種等も含む）へのいじめ防止
 - ・全校朝会等での校長講話
 - ・道徳科の授業を通じた指導

（４）校内研修の実施

本校職員がいじめ防止に関わる外部研修に参加した場合には、そこで得た情報を全職員に伝達する研修を実施する。また、日常の教育活動において実践する。

３ いじめの早期発見

いじめの早期発見については、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知し、組織的な対応をしていく。また、いじめの情報を教職員へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。

（１）定期的な調査

①教育相談アンケート

年2回（7月，1月），教育相談期間を設け，全児童を対象に日頃の生活についてアンケートを実施する。アンケートは担任が集計し，教務主任及び学年主任と確認の上，対応が必要か判断をする。

②いじめアンケート

毎月20日（休業日の場合は直近の日，7月，1月は除く）を実施日として，全児童を対象に，いじめに特化したアンケートを実施する。アンケートは担任が集計し，生徒指導主任が集約し，管理職へ報告するとともに，市教育委員会へ翌月3日までに報告する。対応が必要と判断される回答については，教務主任，生徒指導主任，学年主任と確認の上，即座に適切な対応を図るものとする。また，アンケートの結果から，道徳等で実態に応じた内容の指導を行う物とする。

※①・②のアンケートに関しては，3年間保管する。

（2）教育相談

①定期的な教育相談

年2回の教育相談期間において，実施した教育相談アンケートをもとに，担任が全児童と教育相談を行う。

②日常的な教育相談

担任を中心として全教職員で，昼休み等，日頃から児童との対話の機会を意図的に多くとり，児童の変化や変容をきめ細かに見とるよう努める。気になる変化や変容がある場合には，当該担任に報告するとともに，必要に応じて適切な対応を図るものとし，毎月実施する生徒指導委員会に報告するものとする。

なお，日常的な教育相談の窓口としては，担任，養護教諭を主として，全教職員であたるものとする。教育相談月間（6月，11月，2月）に行われる生徒指導委員会で報告を行う。

③保護者との情報共有

保護者は，児童の家庭での様子に変化が見られたり，友達関係で悩んでいる様子が見られたりする場合は，すみやかに学校に相談をする。また，いじめに関する連絡については，電話だけでなく，担任・管理職を交えた面談をするものとする。

（3）その他早期発見のための取組

①いじめ相談窓口【職員室・保健室】

校内におけるいじめ相談窓口は教頭，養護教諭とし，児童及び保護者へ学校だより等を通じて周知する。

②外部のいじめ相談窓口

千葉県子どもと親のサポートセンター0120-415-446

24時間いじめ相談窓口 0120-0-78310

四街道市青少年育成センター 相談電話 0120-423-006

四街道市教育委員会指導課教育サポート室 043-421-7869

4 いじめに対する措置

教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には，速やかに生徒指導主任に相談し，いじめ防止対策推進委員会を開催する。（生徒指導主任，当該学年職員）事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行う。また，教職員は対応不要であると個人で判断しない。

いじめ事案が発生した場合，いじめに係る情報は適切に記録しておくものとし，被害・加害の双方の保護者に対して本方針に沿った対応をとることを伝える。また，関係児童のプライバシーに留意して対応する。

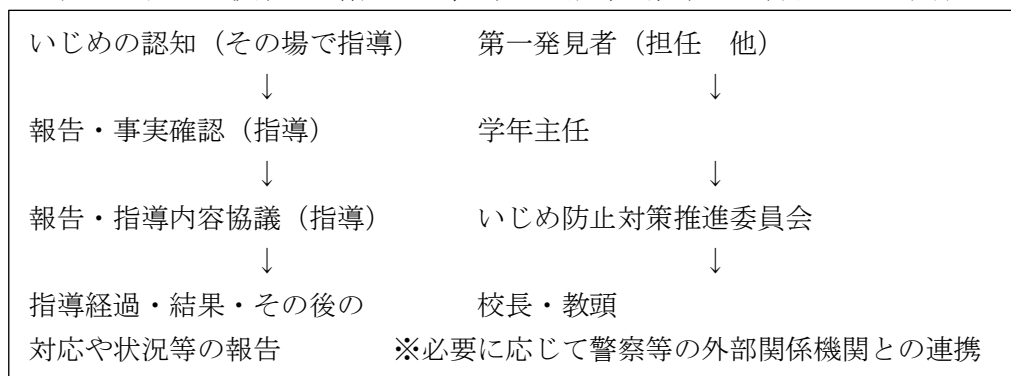
（１）いじめを認知した場合の対応

①校内での報告連絡体制

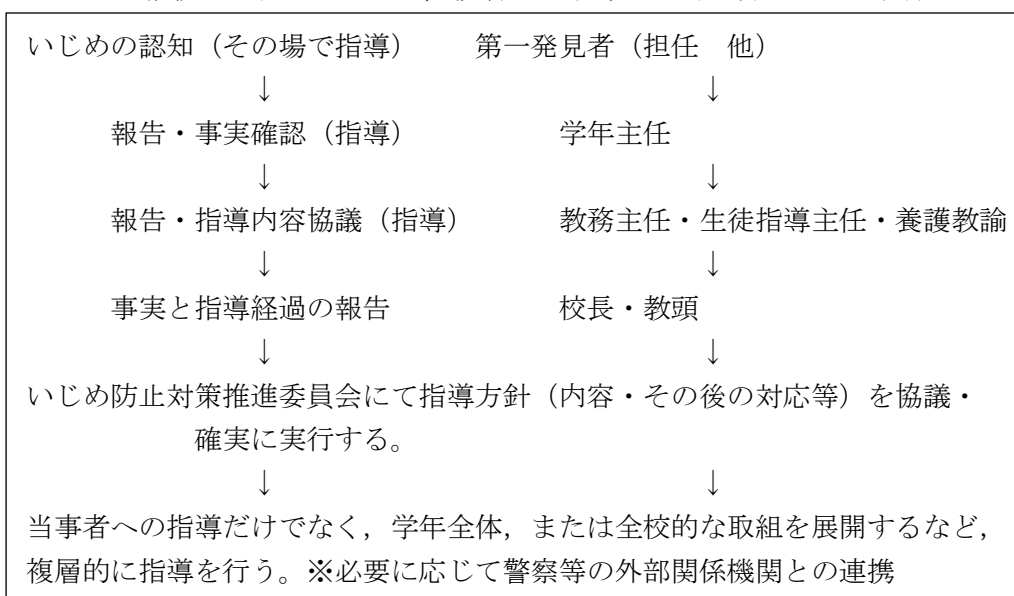
いじめを認知した場合の報告連絡体制は，原則として以下のとおりとする。

※いじめが解消に至るまでの被害児童の支援を継続するためのプラン

ア 認知が極めて初期の段階にあり，即座の指導が効果的と判断される場合



イ いじめが継続的に行われており，複層的な指導が必要と判断される場合



なお、状況に応じて最も指導に効果的な環境（人・場所・機会）を見極め、報告連絡の過程にあつては、その指導の機会を逃さないよう、柔軟に判断するものとする。また、いじめの調査結果については、被害児童および保護者に適切に情報を提供する。

②初期対応

いじめを認知した場合、その初期対応が肝心である。そのため速やかに家庭訪問、電話等で連絡を取る。被害児童の保護を第一とし、原則として以下のとおり対応するものとするが、状況に応じて柔軟な対応を行うものとする。

- ア 被害児童の保護
- イ 被害児童及び保護者への対応の説明
- ウ 加害児童や関係児童等への聞き取り
- エ 聞き取り等の調査結果の被害児童・保護者への情報提供
- オ 聞き取り等の調査結果の加害児童・保護者への通知と再発防止

（２）被害児童への対応

①心身のケア

被害児童に対しては、まず安全を確保するとともに、その心身の状態を的確に判断し、早急にケアを開始することが大切である。また、いじめをきっかけとして不登校に陥った児童の対応にあたっては、被害児童が最も安心してケアを受けることができる人物（担任・養護教諭・スクールカウンセラー・他のクラスの職員 等）を中心として対処プランを策定し、ケアに当たることとする。

②安心して学校生活を送るための措置

加害者に対する指導等、一定の対応を図った後も、被害児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、以下の点について配慮を行う。

- ・登下校時のメンバー、通学路、時間帯等に関する配慮
- ・教室内での座席や並び順等に関する配慮
- ・グループ活動、当番活動等のメンバー、内容等に関する配慮
- ・授業や活動で取り上げるテーマや内容、教材等に関する配慮
- ・被害児童の持ち物、学校からの配付物等に関する配慮
- ・放課後の過ごし方に関する配慮
- ・その他必要とされる配慮

③保護者への報告

- ・事実確認で把握した状況の説明
- ・「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針の説明と協力の依頼
- ・いつでも学校へ相談できる体制づくり
- ・スクールカウンセラーと連携したサポート

(3) 加害児童への指導

①いじめ行為への具体的な指導事項

加害児童に対しては、単数・複数に関わらず、当該いじめに関する最も指導が必要な対象と捉え、指導に当たっては、本人そのものを否定するのではなく、その行った行為に焦点を当て、その行為を客観的に見つめ、反省と謝罪、再発防止への誓いへと迫るような指導を心がける。併せて、周辺児童への聴き取り調査を実施し、いじめを多角的かつ客観的に捉える。また、保護者への助言も行う。

さらに、加害児童が、被害児童や通報者に対して、精神的・物理的圧力をかけないように、教職員全員で注意して見守る。また、通報者に関する情報が他に漏れないように、徹底する。以下の内容については、適切に記録しておく。

ア 事実確認

- ・いつ、どこで、誰に対し、どのような行為を、何回ぐらい、誰と一緒に、どのような経緯で行ったのか、過去にもあるのか 等

イ 心情への働きかけ

- ・行った事実に対してどう思うか。
- ・被害児童はどう感じているか。
- ・自分が被害児童の立場だったらどのような行動をするか。
- ・被害児童の家族はどう感じるか。
- ・加害児童自身の家族はどう感じるか。 等

ウ 自己に向き合わせるための手立て

- ・行った行為を紙に書き出す。
- ・行ったことに対しての現在の心境を文章に書き出す。
- ・被害児童（及び家族）の心情を教師が代弁する。
- ・（被害児童の心身の安全に危険性がなければ）被害児童本人から心情を吐露させる。（複数の教師が立ち会う等の十分な配慮）
- ・加害児童の保護者、加害児童、教師とで面談を行い、保護者の心情を話していただく。 等

②再発防止のための指導と留意事項

ア 事実確認

- ・いじめ行為の事実を、時系列にそって改めて確認する。

イ 客観的な行動認識

- ・自らの行動の中の、どの点がいじめ行為に当たるのかを指摘し、認識させる。

ウ 謝罪と再発防止への誓い

- ・複数の教師の立会いのもと、被害児童へ謝罪を促す。
- ・謝罪と同時に、被害児童、複数の教師の目前でいじめ行為を二度と繰り返さないという誓いを立てる。

エ ストレッサーの軽減・除去

- ・指導に当たる教師は、加害児童について、いじめ行為に及ぶ背景(ス

トレッサーの有無)がないか、慎重に分析し、その軽減・除去の方策を検討・実施する。(学習面、生活面、友人関係 等)

③いじめが解消した後の対応(国基本方針より抜粋)

「いじめが解消している」状態とは少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること(目安は3ヶ月)、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。さらに、「いじめが解消している」状態に至った場合でも、当該児童の様子を注意深く観察していく。

(4) 全体指導等

関係児童生徒のプライバシーに留意して対応する。

①関係児童(はやしたてる者)への指導

- ア 自身の行為を客観的に見つめさせる。
 - ・いじめの4層構造を示し、自分たちの行為がいじめを助長し、被害児童の心情を直接的に傷つけていることを自覚させる。
- イ 被害児童の心情理解
 - ・被害児童の心情を代弁して伝えるなど、自身が被害児童の立場だったらどう思うか、考えさせる。
- ウ 謝罪
 - ・直接的な加害ではないものの、被害児童の心を傷つけた当事者として、謝罪を促す。

②学級または学年での指導

- ア 傍観者もいじめの容認をしていることを自覚させる。
 - ・いじめの4層構造(被害者・加害者・観衆・傍観者)を示し、見て見ぬふりをする行為も、いじめを容認し、助長していることを自覚させる。
- イ 学級・学年全体でいじめをなくしていくには、何をしたらよいのかを考えさせる。
 - ・学級全体での話し合いの時間を設け、児童同士で行動計画を考えさせる。
 - ・学年集会等を開き、教師の体験等を聞くなど、いじめがいかに卑劣なものであるかを認識させる。
- ウ 道徳科の活用
 - ・いじめをテーマにした道徳科の授業を設定し、学級全体でいじめについて考える機会を設ける。

③学校全体での指導

- ア 全学級で、発達段階に応じて、いじめをテーマに話し合い活動を行う。
- イ いじめの4層構造について、改めて示し、再発防止への意識を高める。
- ウ 臨時的ないじめ防止のためのキャンペーン等を計画・実施する。

5 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策推進委員会

①目的

本方針に基づき、校内におけるいじめ防止に関する取組（未然防止，早期発見，発生したいじめ事案への対応，教職員の資質能力向上，取組の企画・運営，点検・評価，本方針の改善）を中核的に進めることを目的として，常設の「いじめ防止対策推進委員会」を組織する。

②役割

「いじめ防止対策推進委員会」の役割を次のとおりとする。

- ア 未然防止に関する対策に係る協議
 - イ 早期発見に関する対策に係る協議
 - ウ いじめ事案に関する対策に係る対処プランの策定・実行
 - エ 教職員の資質能力向上に係る協議と取組の運営
 - オ 教育課程に位置づけて行う取組の企画と運営
 - カ 計画や方策の進行状況の点検・評価
 - キ 本方針の見直しや改善に係る協議・策定
 - ク その他，校内のいじめ防止に関わることへの対応協議
- ※以上の取り組みは児童のプライバシーに留意して対応する。

③構成員

「いじめ防止対策推進委員会」の構成員は次のとおりとする。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談担当教諭・長期欠席不登校担当教諭

※協議や対応する内容に応じて，組織の構成を柔軟に定めることとする。

いじめ事案発生時には当該案件に関係する教職員
四街道市教育委員会指導主事

④開催時期

各月に実施する「いじめアンケート」及び学期ごとに行う定期的な教育相談の結果をもとに，原則として各学期の終了時に1回，年間で3回開催する。また，必要に応じて校長が随時招集するものとする。

(2) いじめ緊急対策会議

①目的

重大事態が発生した際に臨時的な対応を図ることを目的として，校長の招集により「いじめ緊急対策会議」を設置する。

②役割

「いじめ緊急対策会議」の役割は次のとおりとする。

- ア いじめ事案の事実確認・調査・分析の実施
- イ いじめ事案への対応協議

- ウ 市教育委員会他，関係機関への連絡・報告・連携
- エ 被害児童・保護者への対応及び経過等の説明
- オ 加害児童・保護者への指導及び協力依頼
- カ いじめ事案に関する記録の整理・保存
- キ その他当該いじめ事案に関し，必要とされることへの対応

③構成員

「いじめ緊急対策会議」の構成員を次のとおりとする。なお，特に校外の構成員は状況に応じて決定するものとする。

(校外) 市教育委員会担当者・警察関係者・児童相談所等相談機関関係者・心理に関する専門家(スクールカウンセラー等)・福祉に関する専門家(スクールソーシャルワーカー等)

(校内) 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・人権教育担当職員・当該事案関係教職員

④開催時期

いじめに関する重大事態が発生した場合には，校長は速やかに「いじめ緊急対策会議」を招集するものとする。

⑤構成員の役割分担

- ア 全体掌握・指示・・・・・・・・・・・・・・・・・校長
- イ 全体調整・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
(市教委・警察・児童相談所・報道機関・保教会)
- ウ 被害児童・加害児童・関係児童からの情報収集・整理
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導主任
学年主任・担任
- エ 保護者(被害・加害)連絡・対応・・・・・・・・・・・・・学年主任・担任
- オ 被害児童付添・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・養護教諭
(心身のケア・応急処置・救急車要請)
- カ その他児童(当該学年・他学年)掌握・指導・・他の職員
- キ 電話等問い合わせ対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
- ク 記録作成・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教務主任

6 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条1項 1号 2号より）

（1）重大事態と認める基準（いじめの防止のための基本的な方針より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（30日を目安に）

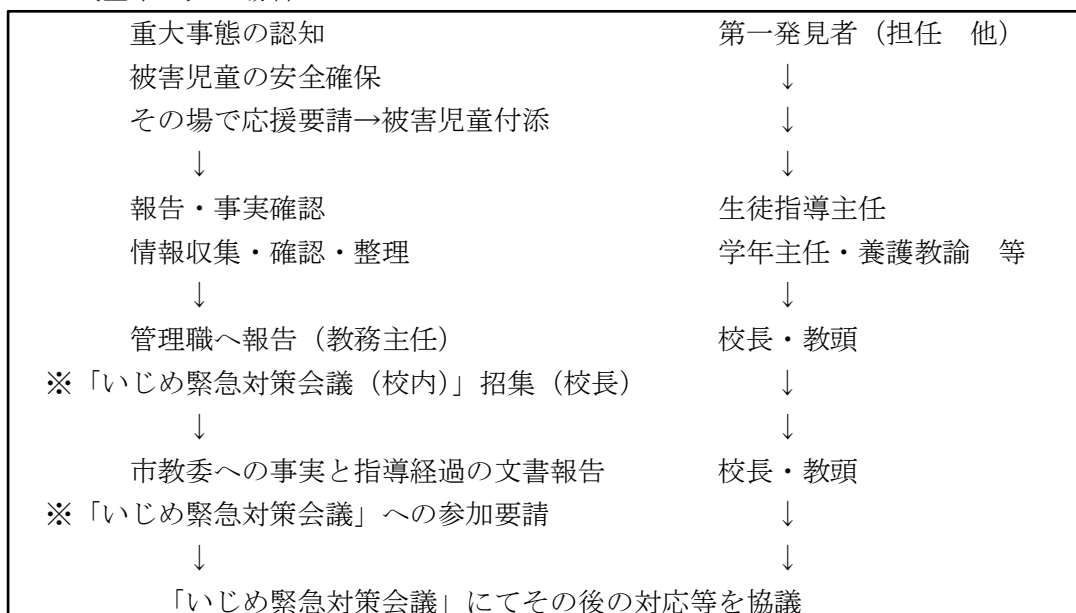
法には示されていない児童生徒や保護者から申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして対応する。

（2）重大事態が発生した場合の対応

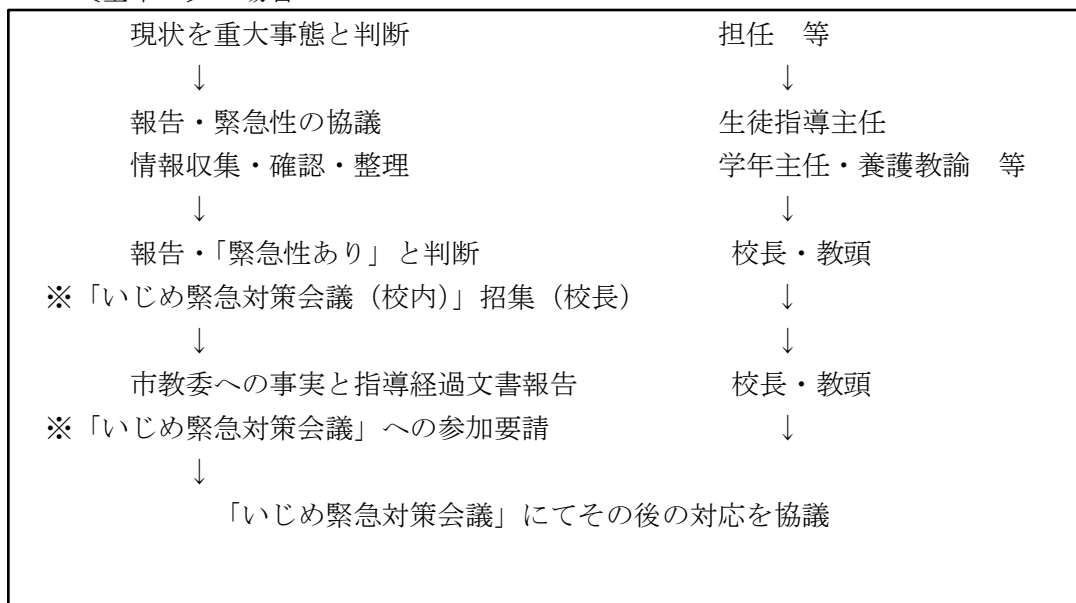
いじめの被害児童の安全確保を最優先し、徹底して守り通す。

①校内報告連絡体制 ※必要に応じて警察・関係機関との連携

〔基準1〕の場合



〔基準2〕の場合



②市教育委員会への報告と連携

重大事態と判断する基準に従い、校内において重大事態と判断した場合には、速やかに「いじめ緊急対策会議」を招集、設置し、市教育委員会へ報告、参加要請をするものとする。

③医療機関・警察等関係機関との連携

- ・被害児童において、治療を要するなど、生命や身体に重大な傷害がある場合には、「校内危機管理マニュアル」に従い、速やかに医療機関へ通報し、救急車の要請を行う。
- ・被害児童において、財産の損失、傷害・暴行等を受けた可能性、恐喝・脅迫等を受けた可能性がある場合、その他必要に応じて警察に通報し、連携を図るものとする。
- ・被害児童において、重大な心身への影響がある場合等、必要と状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等に連絡・通報し、連携を図るものとする。
- ・被害児童において、不登校に陥った場合には、保護者・担任・養護教諭・スクールカウンセラー等で連携し、不登校対策をするものとする。

④調査及び情報の提供

重大事態の発生を認知した場合には、「不登校重大事態に係る調査の指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って調査を進めていくものとする。

この調査において明らかになった情報については、「いじめ緊急推進会議」において確認し、当該関係者へ情報を提供するとともに、個人情報保護に関する規定等に基づき、公表するものとする。

7 公表・点検・評価等

(1) 公表

本方針については、毎年度当初に書面にて全保護者に配付するとともに、学校のホームページに掲載し、広く周知を図る。

(2) 点検

本方針の取組内容の進捗状況について、月ごとの「いじめアンケート」や定期的・日常的な教育相談の結果等から、各学期終了時に行う「いじめ防止対策推進会議」で点検する。さらなる対策が必要な状況や、修正・改善等が必要な場合には、同会議において協議し、速やかに対応するものとする。

学校いじめ防止基本方針に示されたアンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。

(3) 評価と見直し

本方針については、毎年度実施する学校評価の項目として評価の対象とし、児童及び保護者のアンケート、教職員の自己評価、関係者による学校関係者評価によって評価する。また毎年度、評価結果に応じて方針の内容を見直すものとする。

8 年間指導計画

四街道市立吉岡小学校 いじめ防止対策に係る取組一覧					資料
月	いじめ防止のための基本方針	啓発活動	早期発見の取組		
4月	全家庭へ配付・周知 いじめ防止対策推進委員会設置	「命の教育」全体計画作成	いじめ相談窓口設置(通年) 外部いじめ相談窓口紹介(通年)		第1回いじめアンケート
5月		「命を大切にするキャンペーン」 縦割り活動、植物・生き物を扱った授業			第2回いじめアンケート
6月					第3回いじめアンケート
7月			教育相談月間		第1回教育相談アンケート
9月	学校評価時に評価・見直し				第4回いじめアンケート
10月		学校だよりでの周知			第5回いじめアンケート
11月		いじめ撲滅キャンペーン ・全校朝会での校長講話 ・いじめをテーマにした道徳授業全校展開 ・リーフレット配付 ・児童会を中心とした取組			第6回いじめアンケート
12月					第7回いじめアンケート
1月			教育相談月間		第2回教育相談アンケート
2月	学校評価時に評価・見直し	情報モラル教育			第8回いじめアンケート
3月	次年度への改善			↓	第9回いじめアンケート